

香美市立美良布保育園建設検討委員会設置要綱

令和7年11月17日

告示第197号

改正 令和8年3月31日告示第95号

(設置)

第1条 香美市立美良布保育園（以下「保育園」という。）の建設について検討を行うため、香美市立美良布保育園建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その成果を市長に報告する。

- (1) 保育園の建設位置に関する事項
- (2) 保育園の建設計画に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 保育園関係者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 地域の代表者
- (5) 行政の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 検討委員会には、保育園建設位置検討部会及び建設計画検討部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の任務が終了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要がある場合に委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、在籍委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて資料の提出や意見、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育振興課幼保支援係において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年11月17日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、第2条の任務が終了した日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき会議は第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。